

都市計画決定について(概要)

1. 都市計画に定める都市施設

交通施設	道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル、空港、軌道、交通広場など
公共空地	公園、緑地、広場、墓園、運動場など
供給処理施設	下水道、汚物処理場・ ごみ焼却場などの廃棄物処理施設 、水道・電気・ガスなどの供給施設、地域冷暖房施設など
河川及び防水・防砂・防潮施設	河川、運河、防風、防水、防砂、防潮施設など
その他の施設	教育文化施設、社会福祉施設、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、市場、と畜場、火葬場、流通業務団地など

2. ごみ焼却場における都市計画決定について

○鹿児島県都市計画運用指針(抜粋)

廃棄物処理施設は、当該都市計画区域において計画的に整備するものとして、**都市計画区域マスタープランに位置付けられた施設をはじめ**、恒久的かつ広域的な処理を行うものについては、**都市計画決定することが望まれます。**

なお、廃棄物処理施設を建築する敷地の位置については、建築基準法第 51 条の適用を受け、**都市計画決定しているものでなければ建築できない**場合がありますが、建築基準法に規定する特定行政庁が都市計画審議会の議を経て許可した場合等は、この限りではありません。

(参考)

建築基準法第 51 条(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、**ごみ焼却場**そのた政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、**都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。**ただし、特定行政庁が当該市町村都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、もしくは増築する場合においては、この限りでない。

3. 上位計画における位置付け

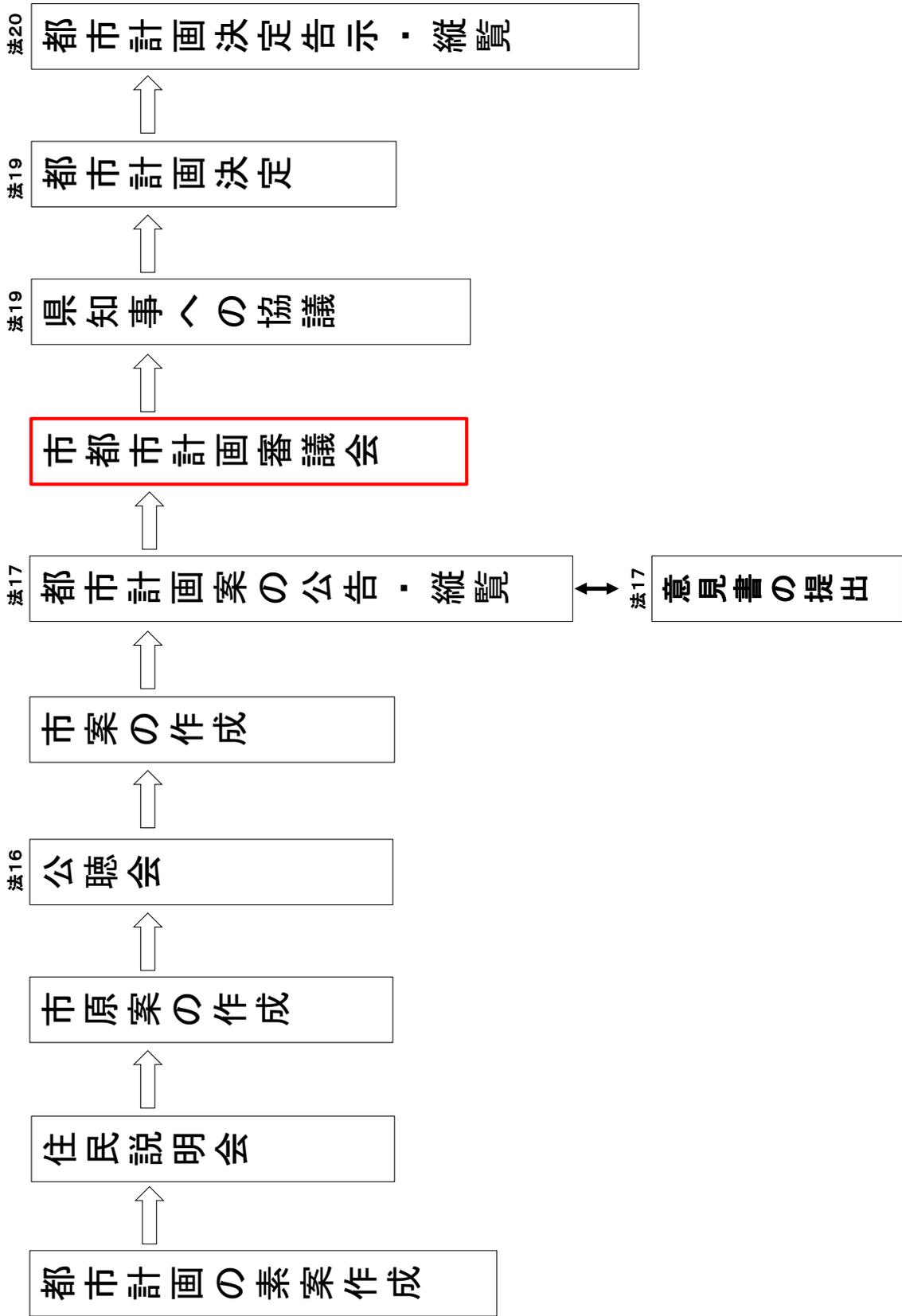
○国分都市計画区域マスタープラン(鹿児島県)

都市機能の向上と良好な生活環境の改善を図るため、ごみについては生活の多様化に伴う環境保全に対処しつつ、住民協力によるごみの分別収集の徹底やリサイクル運動、ごみの減量化など官民一体となった環境対策を進め、国分地区衛生管理組合の**敷根清掃センターにより、ごみ処理を行うものとする。**

○国分都市計画区域マスタープラン 方針図



4. 都市計画決定の手続きの流れ



新たなごみ処理施設整備計画について

市では、平成15年4月に供用を開始した敷根清掃センターが寿命を迎えるため、今後の本市のごみ処理について検討を行いました。

これまでの取組

平成24年度～ 平成29年度	敷根清掃センターの今後の在り方検討開始し、平成30年3月に整備方針を決定
平成30年6月	整備方針や整備スケジュールを市議会に説明 ○ 施設の建替えとします ○ 焼却炉方式は、ストーカ炉とします ○ 建替えの場所は、敷根清掃センター周辺とします ○ 令和7年度の本稼動を目指します
平成30年7月	地域住民（役員）説明会を行い、敷根清掃センターの現状や整備に関して説明
平成30年12月	横川・牧園地区のごみを、敷根清掃センターに集約する方針を説明。
平成31年1月～ 令和2年1月	生活環境影響調査を実施
平成31年1月～ 令和2年4月	整備に関する基本構想・基本計画及び、敷地造成設計業務委託を発注
令和2年6月	将来人口や、ごみ量に合わせた施設の規模、生活環境影響調査結果の報告及び造成工事計画を市議会に説明 敷地造成工事の一部である調整池工事等に要する経費を、補正予算に計上

ごみ処理施設整備・運営事業計画

市では、ごみ処理施設の整備内容を次のとおりまとめました。

	新たなごみ処理施設	現在のごみ処理施設
施設名称	(仮称) 霧島市クリーンセンター	霧島市敷根清掃センター
施設規模	140トン/日 (70トン/日 ×2炉)	162トン/日 (81トン/日×2炉)
稼動時間	24時間	24時間
処理方式	ストーカ式焼却炉	ガス化溶融炉方式
運営方式	DBO方式 (施設設計、建設、運営を一括して行う方式)	直営方式

今後の整備スケジュール

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度から
調整池・ 流末水路工事	■					
敷地造成工事		■				
ごみ処理施設 建設工事			■			
運営開始						➡

